

第五十五回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第十三号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

野々山一三君

補欠選任

加瀬 完君

出席者は左のとおり。

委員長

仲原 善一君

理事

吉武 恵市君

占部 秀男君

原田 立君

委員

岸田 幸雄君

小柳 牧衛君

沢田 一精君

高橋文五郎君

津島 文治君

中村喜四郎君

林田 正治君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松澤 兼人君

松本 賢一君

市川 房枝君

國務大臣

自治大臣

藤枝 泉介君

政府委員

自治政務次官

伊東 隆治君

自治省行政局長

長野 士郎君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の會議に付した案件
○住民基本台帳法案(内閣提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

住民基本台帳法案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○市川房枝君 簡単にちよつと伺いたいのです。が、この住民基本台帳と選挙人名簿との関係がどうなるのか、そのことを伺いたいのです。

○政府委員(長野士郎君) この基本台帳法の第十五条におきまして「選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なう」という内容のことを掲げておるわけですが、それを掲げました意味は、選挙人名簿と住民基本台帳の制度とを結びつけるという目的でございます。現在の選挙人名簿につきましては、御存じのように、住所を移動いたしましたり、あるいは選挙権を有する年齢に達した場合には、選挙人のほうから届け出があるというのをたてまえにいたしておりますが、その届け出というものを事実上はこの住民台帳の届け出と結びつけてしまふ、そういうことで、住民台帳の届け出と一つにいたしますれば、この台帳に載せておりますものを、続いて選挙人名簿をつくっていく、こういうことにつながるわけでございます。

ただ、そこで、この台帳法の附則におきまして、お手元に差し上げました法案のつづりの二八ページでございますが、「公職選挙法の改正規定がこの中に入っております」と申しますのは、この選挙人名簿に結びつけるためには、これは選挙人名簿は統一的に実施をしていくことが必要でございますので——申し落としましたが、この法案の二三ページの附則の第一条というところがござ

います。附則の第一条におきまして、この法律の施行の日を書いておりますが、一般的には「公布の日から起算して六月を超えない範囲内」で施行する。ただその下にたゞし書きを置いておまして、「第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、」施行する。十五条の規定と申しますのが、先ほど申し上げました選挙人名簿の登録は、住民台帳に記載された者について行なうという規定でございます。したがって、その意味は、基本台帳法は一般的に六カ月以内に実施をいたしますが、選挙人名簿につきましては二年以内で政令で定める一定の日から結びつけをやる、こういうことを書いておるわけでございます。

その意味は、選挙人名簿は、国会議員の選挙、地方団体の選挙、それぞれの選挙権行使の基礎になるものでございますので、あるところでは住民台帳に基づいてつくる、あるところではそういうことではないようなことになるというふうなことになる、いささか不都合であろうと思ひます。と申しますのは、この住民台帳のほうは、これに切りかえるのは、地方団体の準備ができたところから切りかえていく、こういうことを考えておりますので、住民台帳のほうの実施のほうは、地方団体ごとによりや時期が異なるわけでございます。したがって、異なったときから逐次選挙人名簿と結びつくということにいたしますと、名簿のつくり方において統一がとれないという不都合を生ずることになるわけでございますので、そういう意味で、一定の日には選挙人名簿との結びつきは実施したい。ただ、それを行ないます前提といたしまして、そういう準備もあるわけでございますので、そこで今度は公職選挙法の改正を、先ほど申し上げました二八ページのところで、公職選挙法の一部改正というのをやっております。

それはどういう意味かと申しますと、そこで個々の市町村におきましては、住民基本台帳に載ってしまうという手続ができていくわけでございます。そこで実施をいたしますためには、住民のほうからいいますと、いわゆる転入届けというのをするわけでございます。そこでその転入届けというものをした場合には、その届けとあわせて選挙人名簿に申し出というものをすることができるといふのが、この二八ページの公職選挙法第二十一条の改正部分でございます。そういったわけで、その間といたしまして、別々に届け出をするというのはいかにも不都合、不便であろうというので、ここに書いておりますように、この第二十一条の改正といたしまして「登録の申出をしようとする者は、」と申しておりますのは、選挙人名簿への登録の申し出のことでございます。者は、住民基本台帳の届け出とあわせてその申し出をすることができ、こういうふうになつてしまふ、つなぎをいたしまして、そうしてその場合には、選挙人名簿のほうは本人の申し出が原則でございます。そこでそれをあわせましたために、その後段におきまして、「この場合において、その者の属する世帯の世帯主は、その者に代わって、当該申出をすることができ、」こういうふうになつてしまふ、その間も届け出が重複しないようにしよう、こういうことを考えておるわけでございます。

それから、附則の二十項と申しますのは、現在選挙法の附則の二十項におきまして、住民登録法にのっとって申し出をするようにという規定がございまして、これを今度住民台帳法に直しますものでございます。これを今度住民台帳法に直しますものでございますから、改めまして、住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、この台帳法の公布の日から起算して二年以内に実施しなければならぬ、こういう規定を公職選挙法の附則の中に入

れまして、平仄を合わせている。もう現在すでに改正法として、公職選挙法全部、住民台帳法の十五条のつとて改正することが出来るわけでございますけれども、そういったこととある一定時点というものの、二年以内に考えるということにいたしますと、その間は、わが国の法律の改正の形式からいいますと、現行法がすっかり変わった形になってしまふわけでありまして。これはまた、非常にかえり取り扱い上混乱を起すこともいけないうことで、さしあたっては、住民基本台帳、公職選挙法の選挙人名簿との関係を書き、いま申し上げたような、十五条で一般原則を書き、附則の第一条で、この一般原則の実施日についての特別な規定を置き、それから附則の十条で公職選挙法改正をいたしまして、とりあえず届け出、両方の登録の申し出と届け出とはあわせて同時にこなえるということまでいたしまして、つながりをつける、こういうことにいたしておりますが、二年以内には完全に結びつけをすることを考えておる、こういうことを予定をいたして、そのことを法律であわせて規定をした、こういうことにいたしましたわけでありまして。

○市川房枝君 そうしますと、住民基本台帳が実施されれば、あとはもう選挙管理委員会への届け出はもう必要ない。住民基本台帳への届け出をすれば、自然に選挙人名簿のほうも訂正されるということになるのだ。しかし、それが実施されるまでは両方へ届け出、片方でもいいけれども、両方やってもよろしい、こういうように了解していいのですか。

○政府委員(長野士郎君) 大体先生のおっしゃるようなことで、要するに、いま申し上げました十五条の規定が完全に働き出しますと、選挙人名簿に対する登録の申し出という制度はなくなるわけでありまして。したがって、住民台帳への届け出さえしておけば、選挙人名簿のほうは、それに基づいて訂正をしていく、こういうことになってしまふわけでございます。そこへ移行しますまでの間は、先ほど申し上げましたように、先生御指摘の

ように、両方結びつけまして、その登録の申し出と届け出をあわせて行なえる、こういうことになしたておきたいと思うのでございます。

○市川房枝君 あわせて行なってもいいのですか、片方だけでもいいのですか。

○政府委員(長野士郎君) 別々に行なってもよろしい、こういうことであります。

○市川房枝君 そうしますと、住民基本台帳が実施されるようになると、選挙人名簿というものは、もっぱら住民基本台帳によるわけですね。もし住民基本台帳のほうが開通していれば、こういうこと言うのもなんですが、選挙人名簿のほうも開通していくわけですね。

○政府委員(長野士郎君) お説のとおりでありまして、選挙人名簿は住民基本台帳に基づいてつくられるわけでございますから、住民基本台帳の記載が間違っておりますと、選挙人名簿も間違つて、こういうことが起こってまいります。ただし、選挙人名簿につきましても、まあ言ってみれば、新しく記載をいたしましたこれは、今後技術的な検討をいたしますが、選挙人名簿自体の縦覧なり異議申し立ての制度というものは残しておきたいと思っております。したがって、そうしておけば、脱漏しておる、間違つておる、それは住民台帳が開通つたおる、住民台帳に記載漏れがあった結果間違つておるものもございまして。そういう場合に、そこで異議の申し立てをいたしまして直す、直した場合に台帳のほうも直す、こういうふうにいたしたいと思っております。

○市川房枝君 住民台帳というものは、重要といいますが、それぞれいろいろな届け出をするわけですが、それだけでも、考え方によると、私は選挙権というものは基本的な権利に関するものなので、非常にこれは重大である。この方面で間違ひといひますか、脱漏があつてはならないのであつて、そのために、できるだけの手を尽くすということが必要ではないか。それには、住民基本台帳によるだけではなく、いまお話しのように縦覧をさせて、そして申し出をさせるとかいうような方法をとると

おっしゃったのですが、それは受身の態度ですね。もし申し出をしなければ、やはり間違つて脱漏していく、こういうことになりますね。

○政府委員(長野士郎君) 異議の申し立てその他が出てきませんと、間違つたものが間違つたままになるというおそれはございます。ただ、申し上げましたように、私も、この住民基本台帳と選挙人名簿を結びつける、住民基本台帳と国民年金あるいは国民健康保険というのを結びつける、こういうようなことにいたしまして、いろいろな行政をつかさどるところが、住民の実態把握ができていく、基本台帳というものの不備が是正されていくという機会を多くする、そのことは、住民の実態把握がますます正確になり、そのなりました結果は、常に選挙人名簿のほうに影響してまいります。選挙人名簿自体の正確性を保持するの役に立つ、こういうことにもなるかと思つてございまして、現在のように、ただ選挙管理委員会だけが選挙人名簿をつくっていくということよりは、同じ住民把握を、いろいろな行政を担当しておりますものが、一つの住民台帳というものに結びつけておきますがゆえに、実態把握につとめた結果が住民台帳のほうに反映をいたします。その反映された結果というものは、選挙人名簿のほうにまた反映していく、こういうことでございまして、従来よりむしろ選挙人名簿についても確実性を担保することになるだろう、こういうふう

に考えております。

○市川房枝君 この間の衆議院の選挙のときに問題になりましたね。これは選挙人名簿の問題なんですけれども、九月一日と三月一日ですか、で登録して、そして補充人名簿というものを認めない。したがって、新たにその間に成年に達した人たち、約七十万人が投票ができなかったという事態があり、問題になったわけなんです、その問題はどうかですか。

○政府委員(長野士郎君) 選挙人名簿のいまの御指摘の問題は、たしか今度の公職選挙法の改正に

おきましては、いままでの年に二回のものを年四回に、さしあたって登録時を二回だけ回数をやしたい、こういう案を提案するように聞いておりますが、この住民基本台帳と選挙人名簿がびつたり結びつく時点以降におきましては、いわば永久選挙人名簿がありまして、それから随時、住民台帳のほうに新しく載つていたり、落ちたりするものもございまして、そういうものが次に永久選挙人名簿のほうに載つていたり、落ちていたりするわけでございます。それを整理してまいりますので、むしろ言ってみれば、従来ありました補充名簿に近い随時、選挙時の前には名簿が整備されていく、こういう態勢になれるだろうと思っております。その点につきましては、いままだこの法案の中で、それがすべて用意してあるわけではございません。これは、先ほど申し上げました、公布の日から二年以内をこえない範囲で政令で定める日までの間に公職選挙法との間のつながり、特に公職選挙法の中の問題をそういうふう

に改めてまいりたい、こう考えております。

○市川房枝君 いまの局長のお話しの、住民基本台帳から、選挙人名簿に写すという場合、それは始終写せるわけですが、そういう期限を、一年に二回とか四回に選挙人名簿では切るわけですが、切る必要がない、常時できるよにするわけですね。そうすれば、いわゆる補充人名簿みたいな形式で全部拾えるのではないかと、このことを考えるんですが、これは選挙人名簿のほうの問題かもしれせんけれども、今後の大事な問題として伺っておきたい。

○政府委員(長野士郎君) 先生のおっしゃる通りでございます。今後基本台帳と結びつけてまいりますと、従来ありました補充人名簿と同じように随時訂正できる。ただし、選挙人名簿のほうは、先ほど申し上げました、一定の時点ではいゆる異議の申し出とか縦覧、これだけはしななければなりませんから、永久名簿に新しく加える部分です、こういうものを含めた名簿全体になるか知れませんが、それを選挙時の前の一定時点には縦

に思えるんです。要は、なぜこんなことを言うかという、さきの委員会でも、今回のこの住民基本台帳をつくるにあたって、十七億とか二十億とかのたいへんな巨額なお金がかかるというふうなお話もありまして、要するにむだなやり方をするんじゃないかというふうな感じが強いんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(長野士郎君) これはこの前の委員会でも申し上げたわけですが、確かにそうやって、いま申し上げましたように、市町村ですべていろいろ窓口事務の改善を、これは一面は住民の便利にもなることでございますし、一面はまた、市町村のほうの事務処理の合理化に資することでもございますので、いろいろ改善をうけることでもございます。で、その改善の過程におきまして、現在のように各種の法律によって届け出が強制され、別々に行政目的ごとに台帳をつくるといふことになっておりますと、統合改善に限度があるわけでありまして、そこで、どうしてもその壁が破れない。したがって、いま申し上げておりますように、どうしても組織の問題とか権限の問題で、すっきりと落ちついた形にはなかなかなりにくいのでございます。中途はんばでございまして、そこで、そういう各行政目的に従って法律が届け出を命じ、法律が台帳の整備を命じ、そしてその間に重複が非常にあり、そしてそれぞれの担当者によってそれが別に行なわれておると、こういうことを改善をいたしたいということの努力はありますが、そこで、やはりいろんな壁があるので、それをひとつ統一的にそのかきねを払う。現在ある制度が法律のものでございまして、そのかきねを払うにも、やはり法律を必要とするわけでございます。

そこで、この法律によって、最も基本的に必要な共通事項だけを書き上げまして、そして今度は、住民基本台帳というものをさえあれば、そういうものについて全部結びつきができる、こういうことに直していくことのほうが合理化を進める上にも役立ちますし、また住民の便利にも非常に役立つ。

つ。そしてまた、副次的には、一つの台帳に各行政事務の処理の基礎になるところの住民の記録といふものがつなげておられますために、住民記録そのものが非常に正確性を担保されることにもなる、こういうことでございます。現に途中なかであるうが何であろうが、やっておるんだからそのままやらしておけばいいじゃないかという御意見でございますが、やはり究極的には、いまのようなばらばらの制度でやっておるというのは、どうしてもふつきれないところがございまして、各制度間の矛盾といふものも出てくるわけでございまして、その点をやはり是正をしたい。この直せという話は、実はそういう意味で、地方団体の側から要望として出てまいったわけでございまして、その間の消息から考えましても、その必要が認められるというふうに思っております。

それから、そういうことをやるから非常に多額なお金を必要とするではないかということでもございしますが、いろいろ申し上げるようで恐縮でございますけれども、たとえば、現在住民登録法を實施いたしましたために、現在まで実施中でございしますが、そのために、実は地方財政計画の中におきましては九十七億ぐらいの経費を見込んでおるわけでございまして、その上に実はさらに各種の台帳の行政費といふものが必要になっておるわけでございます。制度がありまして、そういう立て方をしておるわけでございまして、その点も基本台帳といふことにいたしまして、合理化をはかるということが、まあ一時的にはまた新しいものに切りかえるから、非常にお金がかかるじゃないかという御意見もございしますが、この切りかえに際しましては、この前にも申し上げましたように、なるべくいま使っておりますところの住民票といふものを使える限り使っていくということ、ただ、いまの住民票には、選挙人名簿との結びつきでありますとか、国保、年金あるいは食糧の配給の関係の結びつきができておりませんから、そういうものをもう一つ別票さえつけ加えれば、この住民票も同じように使えるようなことも

いいじゃないかというふうなことで、なるべく経費のかからない形で、そういう意味で、従来の住民票が世帯単位にできておりますものは世帯単位でもいい、個人単位でもいいというふうなことで、実質上の効果を考えまして、そうして経費のかかるということに極力避けるような形で合理化を進めることにいたしたいと思っております。そういうことでいきますと、短期的にも長期的にも、それほど迷惑をかけないで移行ができるのではないだろうかというふうに考えておりますが、確かに制度改正いたしますから、改正に伴う経費が一つは要らぬなというのを申ししておるわけじゃございません。これは確かに必要でございます。しかし、その点は、長い目で見れば、行政の合理化にも役立ち、経費の節約にもつながるものだというふうに考えておるのでござい

ます。

○原田立君 要するに、現段階において、法律では確かに局長の言われるようにばらばらであるかもしれません。だけれども、現実には各市町村においては内部連絡を十分やっております。やっておりますが、先ほどのお話しのように六八%だと、こういうふうなお話でした。だから、結局今回ののは、法律上合わせただけだというふうなふうに思えるのがまず一点なんです。それと、いまのお話ですと、各行政機関の各種台帳は、使える限りのものは使っていくというふうなことでございまして、そういうものと、今回のこの住民基本台帳の法案といふものの性格が、何だか非常にばけてくるような感じがするんです。そうしてその費用等は、お聞きすれば十七億とか二十億とか、多額のお金であります。だから、結局は、今回の法律上、いままでやみでやってきたのを公式にやらせるようにするんだというふうに、じゃ解釈してよろしいわけですね。

○政府委員(長野士郎君) まあやみでやっていたのを表向きにさせるのかというふうなお話でございしますが、それだけでございまして、やはりたてまえとして、住民基本台帳というのは一つに

なってしまうということが一番大きな特色でございまして、それから、各種の台帳の中で使えるものは使えんだというふうにお受け取りになっているようですが、私が申し上げましたのは、その中で、いまの住民登録法によってできておりますところの住民票、これが一番問題なわけでございますから、住民票と大体似たもので、住民票では加えていないものを基礎に使うということ、今度の新しい住民票に切りかえるということのために、いまの住民票とこの間の調節をできるだけ弾力的なかつこうで考えていきたい。ただし、従来の国保や年金のいろいろな台帳、こういうものは全部その意味では必要がなくなるわけでございます。と申しますのは、この住民台帳が整備されていきますと、住民台帳に基づいて、住民台帳そのものによって処理をしていくことになるわけでございますから、おっしゃいました内部連絡とか何とかいうことより、さらに一歩進みまして、台帳に基づいて事務をする、こういうこととしていくわけでございます。名実ともに届け出、あるいは台帳といふものがその関係では一つになる。こういうことは、法律改正を待たなければ、現状において改善を加えることはできない、こういうことになるわけでございます。

いずれも地方団体で苦心をしておりますのは、事実上一つの台帳に近いものにしたしまして、それを縦から見れば国民年金の台帳であるといふ、横から見れば国民年金の台帳であるといふ、というふうな、ある程度法律上の認められていない規制をしなければならぬ。その意味で、おっしゃいましたように、やみと言えやみといふことになるかもしれませんが、そういうことでもございまして、いずれもいろいろ意味の事務処理上の制約が出てまいります。それを一つに統一するのには効果は、これはやみのものを放任するといふような意味以上に、住民が利便を受ける、市町村の行政の合理化に資する、そして住民の実態把握というものを正確にしてい

いう、むしろ積極的な意味を持つものというふう
に考えておるわけでございます。

○原田立君 私もこの住民基本台帳はあったほう
がいいというふうな気がするのですけれども、ど
うも話の過程でよく納得がいけないのでお聞きし
てゐるのですが、いまの局長のお話の中ですと、
住民基本台帳ができると、国民健保の台帳とか国
民年金の台帳とか、そういうものは要らないんだ
というふうなことをいまちたつとお話があったの
ですけれども、それはそうじゃなくて、住民基本
台帳のほうには、この人の資格があるとかないとか
いうことだけが記載されるのであって、各行政、
各課における台帳は現存するんじゃないでしょう
か。現存するとなると今回の法改正は、どうも納
得がいけないというふうな気がするのですが、各
行政機関の既存の台帳は残しておくのですか。

○政府委員(長野士郎君) この国保とか年金の被
保険者の資格については、この住民基本台帳だけ
で事足りるわけでございますから、その関係で、
何と申しますか、国保、年金の基本的な被保険者
の台帳というものは要らなくなる。要らなくなる
といふのは、この台帳そのものがそれになっ
てしまふ、こういう意味で申し上げたわけござ
います。しかし事務処理をいたしますために、先
ほども申し上げましたが、一つの台帳をお互いに
引っぱり合うわけにまいりませんので、実際問題
としてはそのコピーによって仕事をすることとい
うことは、これは避けられないと思ひます。それか
らもう一つは、特定の人間、たとえばAという被
保険者がおりまして、Aという被保険者には何回
分の給付をしたというふうな控えみたいなのがあ
る。これはまた別のことでございますから、こ
の控えを整理しておくというふうなこと、それを
一種の台帳といへば台帳といえるかもしれませ
んけれども、それはまた別のことでございますの
で、これは事務処理上は要することは当然ござ
いますけれども、そういうことはどうしても出てま
いりますが、この被保険者の資格に関するものと
しては、この住民基本台帳がそのまま、その事務

処理の基礎になるわけでありまして、従来持っ
ておりました台帳というものは、まあ要らぬとい
うことに――要らぬと申しますか、法律上からい
えば、それが被保険者の台帳だ、住民基本台帳が
被保険者の台帳だというふうな言つてもいいと思
ひます。要するに別のものは要らない、一つにな
るから要らぬというふうに言つていいのじゃな
いと思ひます。

○原田立君 住民基本台帳で基本のものができ
て、それ一冊のただけでは事務処理ができない
からコピーを取る。そうして今度は給付したとか
なるとかいうものは、それはまた別な台帳ともい
うべき性質のようなものがある。こうなると、い
ままではコピーなんか取らなくてやっていたのだ
と思ひます、内部直結で。そうすると、今回の法
律改正によつて、コピー取るだけいけない仕事
一つでできたということになりはしませんか。

○政府委員(長野士郎君) いままでやつておりま
すもの、これは当然コピーを取つておると思
ひますから、その点ではそれが、仕事が一つふえた
といふことになると思つておられます。ただ町
村とかそういうところで、非常に規模の小さい団
体であります、従来も基本台帳一冊で足りたで
ありましようし、今後もそういう台帳一冊で足り
るといふことになるだけだと思ひます。

それから、何のだけれどえといふ者に給付をした
控えをつくる、これは別のことでございまして
で、そういうものが必要な場合には、これは必要
だといふことになるわけでございます。いままで
の場合でございまして、それぞれの台帳ごとに届
け出を命じ、台帳ごとに調査し、台帳ごとに届け
出事項を点検するということになっておりまし
た。かりにコピーを取るにしても、コピーを取る
ときに一生懸命に点検したり調査するのじゃなく
て、住民に届け出を命ずるのじゃなくて、その点

は質的に、一つの台帳に基づいて処理ができると
いふので、質的に合理化され、能率化されていく
といふことも明らかだと思ひのでありまして、か
れこれ考えますと、やはりこういう台帳の統一化

をはかりまして、そうして住民把握の正確性とい
うものを元来確保すべきものでございまして、そ
れが一つの台帳に結びついておりますがために、
それぞれの行政を担当する者がそれぞれに台帳を
持ち、それぞれの目で、住民に届け出を命じて台
帳を整備するといふことよりも、一そう総合的な
点検ができ、総合的な確認ができるということに
なるわけでございますから、その点では、従来と
も窓口事務の統合という気持ちは、いま申し上げ
ましたように相当多くの市町村で努力してござ
います、その努力にさらに拍車をかけて、合理化を
徹底していくということになるわけだと思つてお
ります。

○原田立君 拍車をかけるのに十七億や二十億も
かかるのじゃ、たいへん金がかかり過ぎると思
ひます。

それで、もう少し端的に、ごく簡単に聞きたい
のですが、従来ものすごく高いお金をかけてつ
くってきたところの現在の台帳、これはもう
使える限りのものは使つていくといふことであり
ますから、廃棄するのじゃなくて、従来のものを
継続するといふように考えていいのじゃないかと
思ひますが、また前回、様式を定めないと、縦
なら横なら横ならでもかまわないうから、現在
そういうふうな御説明でありましたから、現在の
を、今回の、住民基本台帳法案ができて、現在
までのものを使つてよいのかどうかですね。それ
とも、むしろまた新しいのををつくり変えるのか
どうか、その点はどうですか。

それと、先ほど国保や国民年金のことばかり言
いましたけれども、たとえば配給台帳とか課税台
帳、くみ取り台帳、学齢簿なんといういろいろな各
種台帳があるわけですね。それなんかは存続をな
さるんだらうと思ひますが、ただ住民基本台帳の
コピーをとつて、それを持っていってやるという
んではなしに、お使いになるんではないかと思
ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 資格に関するものは、
この住民基本台帳に統合されてまいりますので、

それはそれとして考えていただければいいわけ
でございますが、ただ、まあいまお話しした用紙がた
くさんあるじゃないかと、それを全部廃棄してしま
うのかというふうなことでございまして、私ども
としては、先ほど来申し上げましたように、使
えるものはみな使つていく。あまりそういうこと
で、これは少しおかしいとか、おかしくないとか
いう議論はまあするつもりはございせん。使
えるものは全部使つていく。そして、その中から次
第に合理化していくことになれば一番いいんだ
と、それからまた、学齢簿とか課税台帳のお話が
ございまして。まあ学齢簿というのは、就学児童
の年齢に達しております者を拾ひ上げる作業で
ございまして、これはいままでは教育委員会なら
教育委員会が各個人にやつておつたようなかつこ
うもあるだらうと思ひますが、これをこれから住
民基本台帳に載つておりますところのいわゆる学
齢児童を抽出して学齢簿をつくる、まあこういう
ことになるわけでございますから、従来の学齢簿を正
確に住民基本台帳によつて点検をいたしました結
果、誤りがあれば訂正をしていく、まあこういう
ことになるにすぎないんだらうかと思ひます。し
かしその基礎は、住民基本台帳に結びつけて実質
の運用がはかられていくと、まあこういうこと
にならば、それでもつて目的を達するのではない
かと思つております。

それから、課税台帳につきましては、この前申
し上げましたが、今度地方税法の改正を一部して
おりまして、そして住民税の課税の基礎になる住
民の把握というものは、住民基本台帳を原則とす
るといふことになっておりますので、それにつきま
しても、従来ありますところの課税台帳、お話し
のように課税台帳であると思ひますが、それを今度
は住民基本台帳によつてつくり直すといふか、
合っているもので消してしまふといふ必要はご
ざいせんでしょうが、そういう修正なり追加な
り、消除なりというものが行なわれていくと、こ
ういふことになるだらうと思ひます。

まあカードで大体整理をすることが多いと思いますが、まあいろいろなやり方がございまして、一定の項目をひっかけてカードの抽出をやり出すという、すぐに該当するようなものだけ引き出せるようなシステムも、相当最近進歩しておるようございまして、そういうことになりますと、全く新しい台帳なり名簿なりというものもつくりうと思えばすぐできる。これも地方団体の規模によりまして、一々点検していくところがそれほど苦勞でもない、手数でもないというところでは、むしろそうやって点検をしていけばいいと思いますし、それから、相当大きな規模で、台帳の整理と一緒に全部それに合わせてシステムをつくっていくというところでは、従来のものがどれだけでも利用できるかということをつくふうしながら刷新をしていく。まあこういうことになるだらうと思ひます。

○原田立君 それではどうもあまりよく納得いかないんですけれども、まあ納得することにして、それで今回の住民基本台帳をつくって、まあ現に内部連絡をやっておるのは六八%からあると局長のお話ですから、あと三三%のものが対象というようになるとなるだらうと思うのですが、今回の住民基本台帳をつくって、市町村の事務合理化というんですか、そういう面での簡素化は、はたしてどのくらいできるものなのか、どうも私は、現在すでにやっているんだから、法改正だけのものではないんじゃないかと実は思っているんです。まあそれを提案があった当局のほうとして、どのくらい合理化、簡素化ができるかと判断なさっておられますか。

○政府委員(長野士郎君) 住民に関する各種の台帳が統合されることによりまして、市町村の窓口事務が合理化される。それに伴いましてある種の負担の軽減がはかれる。これは住民の側でも、それから市町村の側でもはかれるということがまず第一でございまして、それからもう一つは、さらに市町村の行政全般につきまして、正確な台帳が整備されることによりまして、個々の行政の

ために必要であつたそういう調査とか、個々の行政のために必要な統計とかというふうなものについて、まあ物心両面の物入りというものも軽減される。しかも、行政そのものは正確にいくというふうなことがいろいろ出てくるわけですね。そういう意味でありまして、なかなか数字であらわすうとするとやっかいでございまして、けれども、これが必ず正確だというわけにもいきませんが、いままでのところで私も推定いたしましたところによりまして、窓口事務に要する経費というものは、要しておる経費というものは、大体約五十四、五億くらいのもので、そういう経費として現在所要されておるといふふうにお考へておるのでございまして、この住民台帳の合理化を進めますために、合理化審議会を審議しておる過程におきまして、いろいろな点の都市の、いわゆる実験都市とかモデル都市とかいふもので、こういう実験をいたしたことがございまして、そういうもので見ますと、たとえば住民台帳の関係の、ある市のごとでございまして、従来は事務処理に八千七百七十七時間を要しておつたものが六千二百時間程度に減少した。そういう意味で、事務処理のほうからいいますと、時間的にまあ約三割くらい時間が減少されたというふうな事例もあるようございまして、そうすると時間だけの問題で、これが金目でなかなか換算できないという問題もありませんが、あまり大きいことは言えませんが、約というのを経費のほうであらわすことは非常に無理かと思ひますが、かりに一割といたしまして五億円くらいの節約にはなる。まあそれほど大きなものとは言えませんが、それは直接間接なものであつて、ほかの各行政ごとに行ないました住民把握のための調査、それに要しますいろいろな組織なり人員というものから考えますと、それをほかのほうに振り向けまして、住民のためのサービスをよりよくはかり得るということになりますれば、いろいろな意味の効果があるものと考へております。

○原田立君 大臣せっかくお見えになっておるから、ちょっと基本的なことでお伺いしたいと思うんですが、税金面でですね。地方税関係においては、この住民基本台帳に登録されていない者もある時点において捕捉して、たとえ登録されていない者も、前もって登録されている者とみなして課税するんだというふうな一項があります。それからもう一つの、いわゆる基本的な人権といわれる選挙権のほうは、それほどこまで強目にはなっておりません。とにかく、住民基本台帳に載つておらずでなければいけないと、選挙権は有しないというふうになつておる。これは一つの法律の中で相矛盾したものでないかと、こう私は思ふんです。片方のほうは、住民基本台帳に載つてなくても課税するんだと、税金のほうはですね。選挙権のほうは、載つてなければだめなんだと、こういうのは明らかに法の矛盾だと思ふんです。この点についてどういふふうにお考へになつておられるか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 選挙人名簿の登録は、この基本台帳制度をとれば、それに基づいてやるということとでございまして、税も本来としては、住民基本台帳に載つた者、住民から徴収すべきものと思ひます。ただ、住所というふうなものにいろいろ問題もございまして、課税上における住所というもののついてはいろいろ問題があります。現にそこに住んでおるといふ事実を把握いたしまして、税という特殊な、要するにそこに住めば、その地域社会の費用を分担するんだというふうな税特権の關係がございまして、このような規定ができておるわけございまして、元来選挙人名簿というふうなものは、本人の届け出によって処理する。ところが、税というものは、いわば徴税者のほうが職権的な調査によって課税をしていくというふうなところに基本的な違いがありますので、ただいま申し上げたように、この法律の中におきまして、地方税法を改正して、みなし課税をいたしたようなわけございまして、この選挙人名簿と課税というもののいわば本質的な相違と申

しますか、そういうところがここにあらわれておると考へるわけございまして。

○原田立君 それでは、もう少し実務的なことになると思ふんですが、今回の法律が通つて、最初のこの住民基本台帳をつくる方法ですね。これは国勢調査並みなことをやるのか、現在の台帳をただ単に写しかえをするのか、それらの調査方法がどうもここにははっきりと明文化されてないように思ふんですが、いかがでしょうか。第八条では、政令で定めるところにより、届け出または職権で行なうものとすると、こういうふうになつておるだけであつて、どういふふうになさるんですか。

○政府委員(長野士郎君) 基本台帳を個々の市町村に適用いたします関係につきましては、この附則の第四条におきまして「市町村長は、昭和四十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在における住民につき、住民票を作成しなければならぬ」と、この法律が実施されてからあと、いつまでに切りかえるかという問題を、まあ、二年以内といひますか、四十四年の三月三十一日までに切りかえるんだと、これは必ず切りかえてください、しかしその途中であれば、いつ切りかえるかは、それぞれの市町村のやり方によってまかせたいと、こういうことにはいたしてあるわけでありまして、その切りかえにあたりまして、どういふやり方をするか、はつきりしないではないかということとでございまして、これは住民の実態について、一斉調査をするというふうなやり方でもできるわけございまして、全国一斉に台帳を切りかえるというふうなことは、現状におきまして、市町村のそれぞれの組織なり準備態勢なり、いろいろ違いがございまして、これはそういうふうにいひたしませんで、従来からのやり方等もございまして、市町村にある程度まかせてやっていくというふうなことにいたしてあるのでございまして、一斉調査をして必ずやうていくと、職権調査をして必ずやうていくというふうなことだけではなく、場合によっては、お話しのように、従来す

につくっておりますところの住民票というものを活用いたしながら切りかえをはかつていくというようなことも可能なようにいたしているわけでございます。

○原田立君　すると写しかえをするということですね。

○政府委員(長野士郎君)　まあ、それも写しかえということに——言い方と少々写しかえと言ってもいいわけでございますが、事実問題は、前の住民票をそのままこっちへ写しかえまして、そうしてその前の住民票に足りないもの、たとえば国保とか年金とか、そういうものの関係をだんだんと整備していくと、こういうやり方も可能でございます。

○原田立君　どうも話聞いているうちにだんだん——あまりはつきりしないのですけれども、小さな市町村では、その人口の把握などは、おそらく現在のやり方で九五%とか、おそらく一〇〇%に近いようなものも捕捉、掌握というものができているのだからと思うのですが、今回のこの法改正によって、住民基本台帳をつくることによって、一〇〇%つかまえる自信がおりなにかどうか。また、非常に大きな大都市、人口の動態調査なんかがあり捕捉されていないのじゃないかと思うのですが、それらが一体どこら辺までこの住民基本台帳によって捕捉されるのか、そのところの見通しはどうですか。

○政府委員(長野士郎君)　お話しのように大都市等におきましますところの台帳の整備ということが、一番問題と申しますか、事務量も非常に大きくなりますし、また住民の実態把握についても、非常にいろいろと困難があるわけでございます。そういう意味で大都市等の準備態勢というものが実は一番むずかしい問題でございます。大都市によって、それぞれまたいろいろと研究はしておるようでございますが、現在までに私どもが聞いておりますところでは、とりあえず、いままでの住民票を主体にして写しかえを行ないまして、そして逐次定時調査あるいは随時調査ということによって

整備をはかつていく、こういう考え方で進んでいくというところが多いようでございます。

○原田立君　最後にお聞きしたいと思うんですが、大臣、三十六条に、資料の提供等の規定、あるいは助言、勧告等が規定されておりますけれども、最近の傾向として、地方の固有事務、あるいは地方で独自でやっていいようなもの、それがどうも中央で統制されて、いわゆる中央集権化と言うんですか、そんなふうなことを感じるわけなんです、感じだけのものですが、それで資料の提供あるいは助言、勧告等においても、地方自治の本旨をそなわれないように十分配慮をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　今度の住民基本台帳制度をとりましたのは、市町村が正確な住民の記録を備えて、市町村のいろいろな行政にこれを反映させようというわけでございます。したがって、本来の市町村の固有の事務も、当然この台帳をもとにしてやられるわけでございますから、こうした点については、市町村がみずからの責任でやるべきことが本来なことでございまして、私も、そうしたものに、何かに市町村の行政を拘束する、あるいはこれにいろいろ干渉をするというふうな意思は毛頭ございません。

○原田立君　三十四条の「調査」のところですが、この調査の第一項と第二項では、定期に調査ができる、あるいは必要があると認めるときはいつでも調査ができる、定期と随時ですが、こういうふうなことがきめられておりますが、これもひとつただむやみに乱用することは、この法の趣旨ではないと思うんですが、この点についても、地方自治を侵すような、そういうふうなことがないように特段の配慮をなさべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　この台帳制度は、あくまで住民の届け出を基本にいたしまして作成するものでございます。しかし、十分な把握ができない場合には調査することもあるわけでございますが、それは戦前になされたような戸口調査という

ふうなものを全然考えているわけではないのでございまして、十分住民の人権と申しますか、が守られるように指導してまいりたいと思えます。

○委員(仲原善一君)　ちょっと速記をとめて。(午前十一時五十五分速記中止)

(午後零時十五分速記開始)

○委員(仲原善一君)　速記をこして。

○松澤兼人君　この法律自身、別にどうこうということはないんですけれども、どうも大臣の前でたびたびそういうことを申しても恐縮なんですけれども、何か印象として、やはり中央の一つの住民行政の管理方式を画一的にする、あるいは中央の指令どおり、型どおりの地方行政の運営をしていくんじゃないかという、そういう懸念あるいは心配というものが、非常にこの法律に関して感じられるんですけれども、そういう一貫したいわけの地方自治に対する中央介入という声がありますけれども、それに関連したというような底入れもあってこういう法律案が提出されたものかどうか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　元来、こういう台帳制度など窓口の問題は、市町村が独自で改善しようとしていかなければならない問題でございます。そしてまた、各市町村ともそうした努力を払っておるんですが、それが国の行政の壁にぶつかってしまつて、なかなか思うようにいかないというのが、いままでの状態であつたと思ふのでござい

ます。したがって、そういう市町村の窓口事務の改革、それがやりやすいように、従来統制しているいろいろな国の行政が行なわれていたものを、その壁を取り払ってあげて、そして市町村の窓口の事務の改善に役立たしたいというのが本来のねらいでございまして、これだけぐらんになりますと、いかにも国がそういう台帳制度というものを画一的につくつて、市町村に押しつけるというような御印象があるのかと思ひますが、全然そういうことではなくて、いま申し上げましたように、市町村の窓口事務の改善、合理化の壁を取り払つたというふうに御理解をいただきたいと思うわけござ

います。

○松澤兼人君　この法律が、どちらかというと、外から自治体の中にあるセクシヨナリズムを取っ払う、あるいはそういう統制行政をなくすというところはわかるのですが、しかし、地方にだけそういうことを強制して、それでは上の政府の機構はどうかといえ、政府の機構には全然手を触れていないわけでしょう。少なくとも、地方行政の中におけるそういうな張り合いというもの、をなくすためには、やはり上のほうがか、統一といひますか、合理化、簡素化して、そのパイプの先として地方行政もこういうふうにあつてほしいというならわかる。上のほうはずっと縦割り、で、下のほうへいつてパイプを一本にしろ、こう言つてもちよつと無理なんじゃないか、そこにいわゆる外からの圧力というものをかけているのじゃないかという疑問があるのです。何か上のほうで、そういうパイプを一本にするとか縦割り行政を簡素化して、少なくとも地方に対する命令、示達あるいは通牒というものを一本にまとめて、一つの行政官庁があることを命令する、そうすると、また、他はそれと反対のようなことを指示するといふようなことがどこかで調整されなければ、下だけそういうふうなパイプを一本にしてもむずかしいのじゃないか、こういう気がしますが、この点はどうなんですか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　国の行政はなかなか複雑でございますので、各省に分かれていた。したがって、末端において実施をしていただく市町村に對しましては、縦割りのいろいろな指導がいくというところ、ある程度やむを得ない点であるかと思ひます。それじゃどこか、国の段階において、そういうものを受け入れる窓口を一本にして、そうして地方団体にそれを流すということも、なかなか現在の機構ではむずかしいと思ひます。ただ、いろいろな行政機構の合理化、廃合というふうなものは、これはつとめてやつていかなければならないわけでございますが、どう統廃合いたしましたしても、やはりある種の縦割りの指導と

いうものは残るのだと思いますが、これをしかり、国の段階でまた、たとえばこれはほんのかりのたえ話でございしますが、自治省が全部引き受けて、それを一本に流していくということも非常にむずかしいんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○松澤兼人君 本来の形からいえば建設行政でも、あるいは厚生行政でも、自治省というパイプを通じてその承認なり同意なり、そこを経由して流れていくということが、少なくとも地方行政に関する限りはほんとうの姿であらうと思います。それをそうしないでおいて、他の行政官庁というものが、現在まで同じ姿で地方だけそういうふうなまどめてみるということも、実際上はかえって繁雑になる。あるいは二重になる、三重になる、こういう形をとるのじゃないか、こう思うんです。そこで、これによつてはたして地方行政、特に各種の台帳あるいは手帳などというものが簡素化される、あるいは機械化されるということであれば、合理的なこととは言えると思いますけれども、単に合理化されたというだけで、住民に対して便利になるかどうかということは別問題だと思ひます。先ほど原田委員からもいろいろ質問がありました。基本台帳というものができても、それぞれの行政の部課といひますか、そういうものの中にはメモも必要だ、あるいは副書類みたいなものも必要だ、あるいは各種の支給をやった場合には、その帳面も必要だということになれば、基本台帳があつて、実際の行政の運営といひますか、住民と窓口が接触する場合には、別個のまた台帳なり機械なりというものを使って、それを通じて、どの程度の住民に対する行政の奉仕ができたかということを検討しなければならぬわけですから、二重にも三重にもやっかいなことが起こるのではないかと、原田君の質問を私聞いていて感じたことなんです。簡素化あるいは能率化、あるいは合理化ということと、今回の台帳との関係はどのようなふうになるんですか。

○政府委員(長野士郎君) 前にも申し上げましたように、台帳それ自体といたしましては、この住民台帳に統一をいたしまして、整備をしていくということになりますと、住民の側の届け出、それから台帳そのものの整備というものは、住民基本台帳をもつてそのことを果たしていく、そして各種の行政につきましては、この台帳を基礎にいたしまして、関係の行政は、住民を対象に行なうものは、この台帳を基礎にして行なっていく、こういうこととございしますので、たゞまゝとして、それぞれの行政が縦割りに、住民に届け出を命じましたり、それから関係の行政機関に、それぞれの行政の目的のために、その届け出に基づいて特殊な台帳をつくらせたりすることがたくさんあるわけでございますが、少なくとも、住民の関係につきましては、この台帳一つでそれを間に合わせるようにしていきたい。

ただ、先ほど申し上げました国保の被保険者のたえ資格に関する台帳は、この住民基本台帳で事足りるわけでございますが、そのAという人について、つかの間の払ったとか、給付を行なつておつたかという問題は、Aという人について整理をしていく書類が必要になつてくるわけですから、その点について、またそういう給付関係の仕事の整理のために控えをつくるということは、これはどうしてもその仕事として必要になつてくるということになると思ひます。そこまで結びつけることは技術的にも困難でございますし、かえつてこの台帳そのものを複雑にしていく。しかし、一番必要な、Aが被保険者の資格を持つたぬというこの基礎になりますものは、これが全部カバーしていく、こういうことでございまして、その点では、この中にあらわれておりませんけれども、たとえば予防接種でありますとか、または学齢簿等につきましても、すべてこの台帳というものが実質上は基礎になつて、予防接種の該当者なり、あるいは学齢簿——就学児童の名簿なりというものはつづいていく、こういうことになれば、その点が個々に就学児童の調査をして、

そうしてやつていくとか、個々にまた衛生関係のために調査をしてやつていくことが省けるわけなので、その点が非常に合理化される、こういうことになると思ひます。

○松澤兼人君 その場合でも、たとえば予防接種の場合を考えてもわかるが、基本台帳はほんとうに基本的な台帳である。ですから、そこにたとえば幼児の予防接種で何月何日、どこに保健所でどういうワクチンをしたというようなことは、この台帳に載るんですか。ほんとうはそうでなくて、やはり保健関係あるいは衛生関係の職員がその帳簿を持っていて、そこで見なければ、何月何日どこのお医者さんでどういう予防接種をしたかということとはわからない。台帳にそれをちゃんと書き入れてあるんですか。

○政府委員(長野士郎君) 台帳そのものにそういう個々の行政のものを記入、記録をいたしますと、非常に台帳そのものを損傷するということになりまして、結局台帳に基づいて該当者を拾ひ出しまして、そうしてその拾ひ出したもので、いまお話しがありましたような関係は整理をしていく、こういうことになると思ひます。

○松澤兼人君 ですから、結局基本台帳はどこまでも基本の台帳であつて、個々の衛生行政とか、あるいはまた教育行政とか、そういう末端のものには、それぞれ控えを持つていなければ、その個人、その幼児が、どういった健康状態にあるか、あるいは健康に必要な予防接種をしたかということとはわからないでしょう。基本台帳は基本的な台帳であつて、それに基づくとのことだけで、個々のそういう教育あるいは衛生の行政は、別個にそういう給付台帳なり、あるいは注射台帳なりというものを備えつければわからない。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。○松澤兼人君 たとえば、先ほども市川委員からいろいろ選挙権の問題が出ました。転入してきた場合には、本人か、だれかそれにかかわる世帯主などが届け出をするわけですが、前に選挙権を持つて

ていれば、その人は従来選挙権を持っていたということの届け出をして選挙人名簿に載せてもらうわけなんです。ところが、十九歳の人が満で二十歳になつたという場合には、この基本台帳に載っている人が、まあ青年が成年式を終えて、そうして選挙権を持つようになったということとは、この基本台帳から自動的に公職選挙法のいう、いわゆる選挙人名簿に登録されるということはないんですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど申し上げましたように、選挙人名簿の登録の申し出があるというのがいまの制度でございします。その登録の申し出の部分が、住民基本台帳の届け出ということに、名簿の関係でいえばやがて切りかえていくように考えたいと思ひます。

そこで、もうお話しするような場合には、この名簿に載つておりますから、成年に達すれば、当然にそれが選挙人名簿のほうに載つていく、もう成年に達するような関係の人の届け出というのは、住民台帳に記載されていることによつて済んでいく、終わつていく。こういうふうな考えでいくのが一番いいのじゃないかと思ひます。

○松澤兼人君 いまのお話ですと、成年に達するような人の名前は、基本台帳に載つていながら、成年に達した場合には自動的に選挙人名簿に登録される、登録されるといふようなお話ですが、本人及びその世帯主が、成年に達したから選挙権だけだめかと、ひとつ名簿に載せてくださという、そういう申し出がなくても、自動的に登録されるというふうな考えでよろしいですか。

○政府委員(長野士郎君) そういういまのお話のようなかつこうで進めていくようにいたしたいと思ひます。○松澤兼人君 そうすると、成年に達しようとしている男の子、女の子、それが自動的に役所のほうでやつてくれるものとして、自分も届け出もしなかつた、あるいは世帯主も届け出しなかつた、そのときに、載らなかつたときにはどうするのですか。

○政府委員(長野士郎君) それが、いわゆる選挙人名簿に載りますべきものが選挙人名簿に載っていないという結果であらわれてくるわけでありまして、選挙人名簿としては、この名簿を使つて選挙をするということになりますので、選挙人名簿は、実際は住民台帳を写したものでありますけれども、これ自身を縦覧に供しまして、そうして脱漏がありまして、誤載がありまして場合には、異議の申し立てをして、手続をとり、そうして脱漏とか誤載というものを訂正させる、こういうことをせよといきたいと思ひますし、それから選挙人名簿自体も、この住民台帳もそうでございますが、常時閲覧できるようにする制度がずっと今後も続いていくだろうと思ひますので、その点はいつでも点検ができる、こういうふうにいまして、名簿の正確性を確保していくようにしたい。

そこで、住民台帳は住民台帳でございますが、選挙のとき使う選挙人名簿については、選挙人名簿の確定というふうな、いままでやつておりましたような法律行為というものは必ずこれは残しておくといいことにやつていきたいと思います。

○松澤兼人君 そうしますと、住民基本台帳に載っている成年になろうとしている、あるいはなった人、それは役所の手続として選挙人名簿に載る。しかし載っていない場合には、その本人が、縦覧期間があるのに縦覧もしなかった、異議の申し立てもしなかった、だから確定した場合に選挙人名簿に載っていない。それは本人の責任だということなんですか。

○政府委員(長野士郎君) いまの御指摘のような場合には、従来の選挙人名簿のためえ等もそれと同じでございます。やはりそのときはやむを得ない、こういうことになり得ます。

○松澤兼人君 やむを得ない——やむを得ないということは、どこに責任があるということになりますか、本人が悪いということになりますか。

○政府委員(長野士郎君) それは、もちろん行政機関の側にも手落ちがないといえませんが、けれども、そういうことがありますから、権利の行使を確保せられるために、縦覧をし、そうして異議の申し立てをし、点検をする機会を法律で与えておるわけでありまして、そこで、その機会を使って、みずからの権利を保持するという責任は、有権者側にもあるわけでございます。その機会をみすみす利用しないということになれば、訂正の機会を失ったと、こういうことにならざるを得ないと思ひます。

○松澤兼人君 この法文を読みますと、選挙人名簿の関係あるいは公職選挙法の関係、そういうことから考へて、この基本台帳に載つてきえれば、いま申しました成年に達しようとする人、成年に達した人が自動的に選挙権がもたらえらうという錯覚を起して、公職選挙法でいままでのとおりですと、名簿の縦覧や、あるいは異議の申し立て、あるいは確定ということとは従来のままだと、そこへ基本台帳というものが入ってきたから、基本台帳に載つていさえすれば、成年になつたら自動的に選挙権をもらえらうものだという錯覚を若い人たちに与えるという危険はないか。こつちはこのままなんだ、こつちの住民台帳に載つたらと安心して安心はできませんよという啓蒙をまたやらなければならぬでしょう。

○国務大臣(藤枝泉介君) 啓蒙をやるというよりも、これはそういう制度をとれば、役所の側が当然載せなければならぬ。したがつて、それを載せなかつたというのは、役所のほうに責任があるわけでございますが、それよりも、そういう万一の場があつても、縦覧の機会があるのですよ、なければ異議申し立てもできますよといううなことは、これはやはり役所の側として大いに周知徹底はさせなければならぬ。それを例の役場の公報の片すみに載せる程度のことではいけないのではないか、もう少し親切な行政をやつていく、必要なこういう制度をとる以上また生じてくると思ひます。

○松澤兼人君 もう一つの問題は、先ほど原田君が質問をしたことに関連するのですが、これはもう個人、あるいはまた世帯として、基本台帳に載つておるわけですね、基本台帳をつくるわけですね。そうすると機械的な方法というのと、カードみたいなものに載せるわけですね。それはある何か、あいうえお順とか、何か地域別とか、ファイルをしなればならぬ、何冊かにファイルをしなればならぬ。そうすると、そのファイルの中にある百人なら百人の人が同時にいふことを、うちの子供が来年から学校へ行くんだということもあるでしょうし、あるいは米穀通帳の問題もあるし、百人の人が、少なくとも十人同時に窓口に行つた場合はどうなりますか。一冊の基本台帳のファイルというものを取り合ひになりますから、先着順で、十番目に行つた人はお屋からになりますよということになりませんか。

○政府委員(長野士郎君) もう確かにお話しのとおりでありまして、ファイルにしておりますのと、いままでの帳面にしておりますのと、その点には変わらないといへば変わらぬ場合がございまして、そういう意味で、同時に全部見せるということとは、そういう一時に殺到されました場合にはなかなかできない。しかし、カード式で整理をいたしておきますと、関係の事項を引き出すことは、わりあい簡単にできるように聞いております。

それからまた、整理のしかたでございますので、百人分が一つのところで動かないといふのか、いろんな単位で分けて整理をするとか、いろいろやり方があると思ひますので、なるべく住民の便利になるようにはしていかなければならぬと思ひます。一時に殺到されますと、少しは待つていただかなければならぬ、これはやむを得ないかと思ひます。

○松澤兼人君 待つていただかなければならぬといふことは、十人の人が殺到したとしますね、そのうち二人は学齢児に関する届け出をするとか、あるいはまた縦覧するとかということであり、ま

た他の二人は衛生関係の届け出をするとか、あるいは縦覧するとかいふようなことで、いままでの方法がいいというわけじゃないですよ。ないけれども、いままでならば、いわゆる行政別あるいは事項別で、十人の人が一人になつたり、二人教育のほうに行つたり、あるいはまた一人が違つたところへ行つたり、十人がそれぞれ窓口でしまつたところへ行けば一ぺんに全部話が済んでしまふ。ところが基本台帳ということになると、先着順にやつていかなければならぬわけでしょう。

その住民の希望する窓口というものは十人が十人とも違つてゐる。だから、いままでのやり方であれば、十人が一度にどつと分かれてゐるような窓口へ行けば一ぺんで済む。しかし基本台帳というものがあつて、何といひますか、あつちくつたり、こつちくつたりするということでは、どうしても待たなければならぬ。それは機械化することとか、合理化することに何も反対してゐるわけじゃないけれども、そういう不便といふものをお考えでおられるかどうかということですね。そういうこともあり得るのじゃないかと心配しますね。

○政府委員(長野士郎君) 御指摘のような点は確かにあり得ると思ひます。それで、主として都市地域、大都市等の関係におきましては、したがいまして、補助カードといひますか、これは実際上写しになるのだと思ひますけれども、補助カードといふものと基本台帳との関係を、どのように整備していくか、その点をいまいろいろ検討しておりますが、そういうことで、需要の非常に多いところでは、たとえば食糧のところへ行つてもそれがちゃんとあるといふことの、コピーでございますけれども、そういうものを考えなければいけないといふことは、確かに御指摘のような点があると思ひますので、考へていく必要がありま。

現在のところ、この台帳管理の方法としては、バインダー方式によるとか、フラインギング・キャビネットによるとか、ビジュアル・レコーダーとか、そういうようないろんな方式を市町村で使つておる現状でございますが、これと同じようなや

り方が住民基本台帳についても出てまいりまして、そしてそれを各行政間におけるいまの補助カード・システムというものを、どういふふうに結合するかということが必要になってくるだろうと思ひます。

○松澤兼人君　そうしますと、補助台帳というのがだんだんと出てくると、基本台帳のほうを素通りしてしまつて、直接米穀なら米穀の台帳のほうへ行くというか、米穀の事務を扱っているほうへ行く。そしてそこの役場の職員から今度基本台帳のほうへ返つてきて、初めてそこで確認行為が行なわれる。基本台帳のところを素通りしていく、で、従前のやり方ということに戻る必要はないかということをお心配しているわけです。

○政府委員(長野士郎君)　聞及とか、そういうことのために、なるべく窓口が一本で事務が滞滞するということは避けたいということになります。が、届け出は住民台帳一本の届け出でこれはやっています。いかなければならない、こう考へておられます。

○松澤兼人君　つまり、基本台帳に載っているほうは一本になる。しかし、行政の個別的な窓口ということになると、やはり従来のことも考へてやらないと、住民に便利になるか、あるいは不便になるかという、これは実施まで十分に検討して、住民に不便をかけるようなことのないように御注意をお願いしたいと思います。

もう一つの問題は、占部君が自衛隊の問題を聞いておりましたけれども、これは基本台帳ができたら、直ちに自衛隊の募集に便利になるとか、利用されるということはないと私は感じますけれども、同時にまた、こういうふうな画一的に市町村役場で台帳整備をするという、その台帳の整備、点検、あるいは何というか、確認、そういうことが役場の職員だけでできないことがあるのじゃないか。こういうことは、結局現にそこに居住しておるかどうかということは、どういふ方法で確認されるか、届け出を信頼する以外に方法はない。そこで、補助的な方法として、従来の自治会なり町内会というふうなものがある場合には、そ

こへ照会すれば、現にその場所に特定の人が、ある人が居住しておるといふことはわかる。そういう行政の補助的な機関と申しますか、末端機関と申しますか、そういうものが今後大いに利用されるのじゃないか。あるいはそういう組織を確立していかなければならないことになるのじゃないか、こう思ひますが、こういう基本台帳なり、あるいは住所の確認なり、そういうことに町内会、自治会、そういったものをどのように考へておるか。何かそこに結びつきでもあるのですか、その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君)　お話しのとおり、役場の職員だけで住所の確認というものは、はっきりそれだけに限つてはできない場合があつて、補助的にそういう他の力を借りる必要がありはしないかというお話でございますが、確かにそういうことは必要になると思ひます。それで町内会とか自治会との結びつきということ、この制度の中で考へているわけはないのでありまして、ただこの前も申し上げましたが、調査をいたしましたときに調査員というものを委嘱する、これは国勢調査の例によつてもあれでありますように、民間の人に委嘱するということ、これは、実際問題としては行なうことは出てまいらぬと思ひます。そういう場合に、町内会とか自治会の関係者というものが調査員になるということ、これは起こり得るだろうと思つております。

ただ、問題は、もう一つは住民基本台帳はだれでも閲覧ができるわけでありまして、役所のほうで確認をするということと一緒に、だれでも閲覧することによつてあやまちを正すこともできる、こういうことによつて、住民全体も協力しながら、台帳の正確さというものを維持していく、こういうことが一番必要なんじゃないだろうかというふうな思つております。

○松澤兼人君　町内会、自治会というものの力を借りることもあるかもしれぬと、国勢調査なんかの場合にはそういうこともあるというお話ですが、けれども、しかし、自治会が非常によくできている

ところ、あるいはかたくなでできているところと、まだできていないところ、あるいはまた非常にルーズにできているところとある。基本台帳が末端住民との結びつきというものを考へて、何かそこに補助的な末端機構が必要だということにお考へになつて、どうもそういうルーズの自治会では困る、もっと自治会というものは強制的に、一定の地区に居住しておる者はその会員にならなければならぬというふうな、自治会あるいは町内会の強化あるいは組織の確立というふうなことに進むという心配はないのですか。

○国務大臣(藤枝泉介君)　自治会、町内会、部落会等、自発的に結成された、住民の意思で結成されておるもの、それを市町村等が末端の広報活動その他に使つておることは事実でございますが、あくまでこの台帳制度は、市町村がみずからの力で正確を期するというのが本来でございます。先ほど局長がお答え申し上げたように、調査の際に補助的なものとして町内会、部落会等の役員等にお手伝いを願うというふうなこともあるうかと思ひますが、それはあくまで補助的な問題でありまして、そのために町内会、部落会等を一種の法制化するとか、強制するとか、そういう考へ方は毛頭持つていないわけでございます。

○松澤兼人君　大臣はそういうお気持ちであることは非常にけっこうだと思ひます。私たちは、どつちかという、町内会とかあるいは自治会があまり強固に組織されて、選挙のときでも部落推薦だとか何とかというふうなことに苦い経験を持つておるものだから、不必要に町内会あるいは部落会、あるいは自治会というものを力を入れて強化するというようなことは、断じて避けていたしたいと思います。

私の住んでいるところなどは、戦後、町内会というものはなくなつたまんまで、いまだにまだできておりませんけれども、私はこういう姿でいいんじゃないかと思ひます。いやなことを言いますけれども、だんだんと地方自治体に対する中央の締めつけがきびしくなつてくると、結局住民との

結びつきも、そういう町内会、部落会あるいは自治会というものを通じて行なうようになってきて、戦前のいわゆる隣組みたいな非常に強固な地域組織というものができ上がりやしないかということを考へておりますので、重ねて行政局長、そういう意味の町内会なり、あるいは自治会あるいは部落会というものの強化育成ということ、この基本台帳の趣旨ではないし、そういうことをやる考へはない、そう了解してよろしうございませうか。

○政府委員(長野士郎君)　先ほど大臣からお答えになつたとおりでございます。

○松澤兼人君　大臣はかわつてしまつてしまつけれども、行政局長はまだ自治省にいらるわけだから、責任を持つてもらなければ困る。答弁できないということは、何か多少そういう下心でもあるんですか。ないならいとはつきり言ひなさい。

○政府委員(長野士郎君)　大臣のお答えになつたとおりでございます。この基本台帳の整備のために町内会、部落会を活用したり、その組織を強化するなんということは毛頭考へておりません。

○委員長(仲原善一君)　本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

次回の委員会は来週火曜、六月十三日を予定しております。

本日はこれにて散会します。

午後零時五十五分散会